

成年後見制度(法定後見制度)を利用するまでの流れ

成年後見制度を利用するには、
家庭裁判所への申立てが必要です。

◎申立てできる方：本人、配偶者、四親等以内の親族
このほかに市町村長が申立てを行うこともあります。

申立ての準備

申立てには、申立書などの提出書類や、申立手数料などの費用が必要です。

約1か月

申立て

手続きは家庭裁判所で行います。

原則約1〜2か月

調査等

家庭裁判所から事情などをお尋ねすることがあります。

※場合によりご本人の判断能力について鑑定を行うこともあります。(鑑定には別途費用が必要です)

審判

家庭裁判所が後見等の開始の審判をすると同時に、成年後見人等を選任します。

成年後見人等の活動開始

成年後見人等は、選任後速やかに、ご本人の財産や生活状況を確認します。そして財産目録及び収支予定表を作成し家庭裁判所に提出します。

成年後見人等には、原則少なくとも年に1回はご本人の生活や財産の状況などの報告を家庭裁判所が求めます。

※成年後見人等に対する報酬等の費用が別途必要です。

約1か月

【注意】一般的な申立ての流れと期間をご案内しています。鑑定が必要な場合など、状況により成年後見人等の活動開始までにかかる時間が変わることもあります。

成年後見制度に関する
問い合わせ先をメモしておきましょう！

●成年後見制度について相談したい
市町村の担当課

地域包括支援センター

社会福祉協議会

●成年後見制度の申立て
について相談したい



最寄りの家庭裁判所

●任意後見契約の利用について相談したい
最寄りの公証役場



福島県保健福祉部

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2-16

社会福祉課 電話:024-521-7322 FAX:024-521-7917
高齢福祉課 電話:024-521-7197 FAX:024-521-7985
障がい福祉課 電話:024-521-7170 FAX:024-521-7929

御存知ですか？ /

「成年後見制度」

認知症のお父さんが
不要なものをたくさん
購入していた…

親の私たちが
いなくなった後の
障がいのある
子どもが心配…

身寄りのない
自分がもし将来認知症に
なったら？

このようなお悩みを
お持ちでしたら
成年後見制度が
必要かも
しれません！



福島県保健福祉部

Q 成年後見制度とは？

A 認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方々は、預貯金や不動産などの財産管理、介護サービスや施設への入所に関する契約締結、遺産分割の協議などを自分でやるのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、判断が難しく契約を結んでしまい、悪徳商法などの被害を受ける恐れもあります。

このような判断能力が不十分な方々の権利を守り、支援するのが成年後見制度です。

成年後見制度は以下の**2種類**があります。

「法定後見制度」

「任意後見制度」

Q 成年後見人等は、自分の代わりに何でもしてくれるの？

A 支援できることと、できないことがあります。

できないこと

- 本人の介護、病院などへの付き添い
- 本人の身元保証人、身元引受人（施設入所や入院の際の保証人等になるなど）
- 手術や治療など医療行為への同意
- 結婚、離婚、養子縁組、離縁



Q どんな人が成年後見人等になるの？

A 成年後見人等は、必要な支援などの事情に応じて、判断能力が不十分な本人を支援するのにふさわしい方を家庭裁判所が選びます。

こんな方が成年後見人等に選ばれています

- 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などの専門職）
- 親族（本人の親、兄弟姉妹など）
- 法人（社会福祉協議会、NPO法人などの法人）
- 市民後見人（市町村等が実施する市民後見人養成研修を終了した地域の方など）

法定後見制度

判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって成年後見人等が選ばれる制度です。

3つの種類があります

種類	補助	保佐	後見
対象となる方	判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が全くない方
成年後見人等が同意または取り消すことができる行為※①	申立てにより裁判所が定める行為※②	借金、相続の承認など、民法第13条第1項記載の行為のほか、申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為
成年後見人等が代理することができる行為※③	申立てにより裁判所が定める行為	申立てにより裁判所が定める行為	原則として全ての法律行為

※①成年後見人等が取り消すことができる行為には、日常生活に関する行為（日用品の購入等）は含まれません。

※②民法第13条第1項記載の行為（借金、相続の承認や放棄、訴訟行為、新築や増改築など）の一部に限ります。

※③ご本人の居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可が必要です。

※保佐制度または後見制度の利用により、本人が一定の資格や地位を失う場合があります。

※補助開始の審判、補助人に同意権・代理権を与える審判、保佐人に代理権を与える審判をする場合には、本人の同意が必要です。

任意後見制度

判断能力が十分うちに、あらかじめ自分が選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活や財産管理など代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度です。

手続きは「公証役場」で行います

県内の公証役場については、日本公証人連合会のホームページから御確認ください。

